

大和市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

大和市長 大木 哲

大和市条例第22号

大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第21条の3の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第28条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第28条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 現所有者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
- (2) 固定資産の種類及び所在
- (3) その他市長が必要があると認める事項

第42条第1項中「1」を「いずれか」に改め、同項第2号中「第28条」の次に「第28条の3」を加える。

附則第13項第2号を削り、同項第3号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に、「ホ」を「ニ」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「附則第15条第33項第2号（同号ロ）」を「附則第15条第30

項第2号（同号ロ及びハ）に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「附則第15条第33項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号を削り、同項第11号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第12号中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第13号中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第14号を第12号とし、同項に次の1号を加える。

(13) 法附則第64条 零

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

25 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(市民税に関する経過措置)

2 改正後の大和州市税条例（以下「新条例」という。）第10条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例（附則第13項第13号に係る部分を除く。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の3の規定は、施行日以後に同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

(大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例の一部改正)

5 大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例（昭和39年大和市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

(大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 前項の規定による改正後の大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例附則第4項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。